

9 月 補 正 予 算 の 概 要 に つ い て

平成19年9月5日
財 政 部

平成19年度各会計補正予算総括表（9月）

（単位 千円）

会 計 別	前回までの累計額	補 正 予 算 額	計
一 般 会 計	94,529,863	859,693	95,389,556
特 別 会 計	農業集落排水事業費	531,540	531,540
	国民健康保険費	25,832,582	25,832,582
	介護保険費	13,469,583	13,469,583
	介護保険サービス事業費	6,641	6,641
	老人保健費	23,669,501	23,669,501
	中央卸売市場費	1,644,107	1,644,107
	簡易水道事業費	16,575	16,575
	土地取得事業費	135,560	135,560
	東中野財産区	2,575	2,575
	東中野, 東安庭, 門財産区	704	704
	計	65,309,368	
総 計	159,839,231	859,693	160,698,924

企業会計

（単位 千円）

区 分	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出	収入計	支出計	
水道事業	前回までの累計額	7,043,406	6,848,705	653,969	2,706,378	7,697,375	9,555,083
	今回補正予算額						
	計	7,043,406	6,848,705	653,969	2,706,378	7,697,375	9,555,083
下水道事業	前回までの累計額	7,193,853	8,074,682	4,338,743	7,047,595	11,532,596	15,122,277
	今回補正予算額						
	計	7,193,853	8,074,682	4,338,743	7,047,595	11,532,596	15,122,277
病院事業	前回までの累計額	3,282,433	3,496,884	471,494	471,494	3,753,927	3,968,378
	今回補正予算額						
	計	3,282,433	3,496,884	471,494	471,494	3,753,927	3,968,378

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳 入

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補正額	計
1	市 税	43,187,876		43,187,876
2	地 方 譲 与 税	1,110,371		1,110,371
3	利 子 割 交 付 金	199,192		199,192
4	配 当 割 交 付 金	46,678		46,678
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	24,087		24,087
6	地 方 消 費 税 交 付 金	3,262,871		3,262,871
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	25,487		25,487
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1		1
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	286,976		286,976
10	地 方 特 例 交 付 金	556,623		556,623
11	地 方 交 付 税	13,196,233		13,196,233
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	117,605		117,605
13	分 担 金 及 び 負 担 金	1,281,160		1,281,160
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,925,223		1,925,223
15	国 庫 支 出 金	10,999,590	103,766	11,103,356
16	県 支 出 金	4,922,037	20,032	4,942,069
17	財 産 収 入	1,012,879	521,114	1,533,993
18	寄 附 金	3,512	45,000	48,512
19	繰 入 金	371,494	8,050	379,544
20	繰 越 金	1		1
21	諸 収 入	2,448,967	51,631	2,500,598
22	市 債	9,551,000	110,100	9,661,100
	歳 入 合 計	94,529,863	859,693	95,389,556

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1	議 会 費	670,613		670,613			歳出地区負担	
2	総 務 費	9,405,154	532,631	9,937,785			4,774	527,857
3	民 生 費	27,141,750	60,500	27,202,250	60,500			
4	衛 生 費	8,332,942	900	8,333,842			900	
5	労 働 費	243,232		243,232				
6	農 林 費	2,179,822	8,050	2,187,872			8,050	
7	商 工 費	2,453,082		2,453,082				
8	土 木 費	16,640,712	76,959	16,717,671			76,959	新緑公園
9	消 防 費	3,467,099		3,467,099				
10	教 育 費	8,817,756	180,653	8,998,409	63,298	110,100	4,120	3,135
11	災 害 復 旧 費	62,107		62,107				緑丘小、大宮中、耐震工事 改修工事
12	公 債 費	15,065,594		15,065,594				本宮小増設工事
13	予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計		94,529,863	859,693	95,389,556	123,798	110,100	94,803	530,992

100,000,000	100,000,000	100,000,000	
100,000,000	100,000,000	100,000,000	
100,000,000	100,000,000	100,000,000	
100,000,000	100,000,000	100,000,000	

平成 19 年 度 9 月 補 正 予 算

◎一般会計

(単位 千円)

年 度	当 初 予 算 額	現 計 予 算 額	9 月 補 正 額	〈うち一般財源〉	累 計 額
19 年 度	94,430,000	94,529,863	859,693	<530,992>	95,389,556
18 年 度	95,381,000	95,381,000	1,788,971	<935,197>	97,169,971
増 減 額	△ 951,000	△ 851,137	△ 929,278	<△ 404,205>	△ 1,780,415
伸 び 率	△ 1.0%	△ 0.9%			△ 1.8%

◎特別会計

(単位 千円)

会 計 名	年 度	当 初 予 算 額	現 計 予 算 額	9 月 補 正 額	累 計 額
農業集落排水事業費	19 年 度	531,540	531,540		531,540
	18 年 度	525,524	525,524		525,524
	増 減 額	6,016	6,016		6,016
	伸 び 率	1.1%	1.1%		1.1%
国民健康保険費	19 年 度	25,832,582	25,832,582		25,832,582
	18 年 度	23,841,742	23,841,742	1,098,444	24,940,186
	増 減 額	1,990,840	1,990,840	△ 1,098,444	892,396
	伸 び 率	8.4%	8.4%		3.6%
介護保険費	19 年 度	13,469,583	13,469,583		13,469,583
	18 年 度	12,689,034	12,689,034		12,689,034
	増 減 額	780,549	780,549		780,549
	伸 び 率	6.2%	6.2%		6.2%
介護保険サービス事業費	19 年 度	6,641	6,641		6,641
	18 年 度	17,819	17,819		17,819
	増 減 額	△ 11,178	△ 11,178		△ 11,178
	伸 び 率	△ 62.7%	△ 62.7%		△ 62.7%
老人保健費	19 年 度	23,669,501	23,669,501		23,669,501
	18 年 度	24,394,782	24,394,782		24,394,782
	増 減 額	△ 725,281	△ 725,281		△ 725,281
	伸 び 率	△ 3.0%	△ 3.0%		△ 3.0%
中央卸売市場費	19 年 度	1,644,107	1,644,107		1,644,107
	18 年 度	1,996,589	1,996,589		1,996,589
	増 減 額	△ 352,482	△ 352,482		△ 352,482
	伸 び 率	△ 17.7%	△ 17.7%		△ 17.7%
簡易水道事業費	19 年 度	16,575	16,575		16,575
	18 年 度	13,226	13,226		13,226
	増 減 額	3,349	3,349		3,349
	伸 び 率	25.3%	25.3%		25.3%
土地取得事業費	19 年 度	135,560	135,560		135,560
	18 年 度	216,721	216,721		216,721
	増 減 額	△ 81,161	△ 81,161		△ 81,161
	伸 び 率	△ 37.4%	△ 37.4%		△ 37.4%
財産区	19 年 度	3,279	3,279		3,279
	18 年 度	3,161	3,161		3,161
	増 減 額	118	118		118
	伸 び 率	3.7%	3.7%		3.7%

◎一般会計+特別会計

(単位 千円)

年 度	当 初 予 算 額	現 計 予 算 額	9 月 補 正 後
19 年 度	159,739,368	159,839,231	160,698,924
18 年 度	159,079,598	159,079,598	161,967,013
増 減 額	659,770	759,633	△ 1,268,089
伸 び 率	0.4%	0.5%	△ 0.8%

平成19年度9月補正主要事業

<< 一般会計 >>

(単位 千円)

款	(部) 課等名	事業名	事業費
2 総務費	(財政部) 財政課	財産管理事務(財政調整基金積立金)	527,857
3 民生費	(保健福祉部) 介護高齢福祉課	老人福祉施設整備助成事業(社会福祉法人みやぎ会小規模介護老人福祉施設整備補助ほか)	60,500
6 農林費	(農林部) 農政課	水田農業構造改革事業(カメムシ対策用色彩選別機導入補助)	8,050
8 土木費	(都市整備部) 公園みどり課	都市公園整備事業(前潟地区公園整備)	45,000
10 教育費	(教育委員会) 総務課	校舎等耐震診断事業(緑が丘小校舎, 大宮中屋体第2次診断)	9,907
	総務課	渋民小学校施設整備事業	156,576
	総務課	本宮小学校仮設校舎整備事業	1,845

市長の給料月額及び常勤の特別職の職員の退職手当の額の削減について

平成19年9月5日

総務部

1 概要

市の財政状況が極めて厳しいことから、市長の給料月額並びに市長、副市長、監査委員、固定資産評価員、地方公営企業の管理者及び教育長の退職手当の額を削減しようとするものである。

2 削減内容

(1) 市長の給料月額の削減

区 分	給料月額 (A)	削減後の給与月額 (B)	削減率 (A)-(B)/(A)
市長	1,200,000円	1,080,000円	10.0%

* 実施期間は議決の日から平成20年3月31日までとする。

(2) 常勤の特別職の職員の退職手当の額の削減

区 分	退職手当の額 (A)	改定案 (B)	削減率 (A)-(B)/(A)
市長	給料月額×在職月数×70/100	給料月額×在職月数×35/100	50.0%
副市長	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×30/100	25.0%
監査委員	給料月額×在職月数×20/100	給料月額×在職月数×18/100	10.0%
固定資産評価員	給料月額×在職月数×20/100	給料月額×在職月数×18/100	10.0%
地方公営企業の 管理者	給料月額×在職月数×25/100	給料月額×在職月数×22/100	12.0%
教育長	給料月額×在職月数×25/100	給料月額×在職月数×22/100	12.0%

* 市長の今任期について支給される退職手当及び市長が今任期中に選任又は任命した常勤の特別職の職員の退職手当に適用する。

3 条例の改正

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例及び盛岡市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する。

盛岡市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正 について

平成19年9月5日

総務部

水道部

市立病院

1 提案理由

雇用保険法等の改正に伴い、次の条例の職員の退職手当に関する規定中、失業者の退職手当に係る受給資格要件及び適用範囲に関する規定を改めようとするものである。

- ・ 盛岡市職員の退職手当に関する条例
- ・ 盛岡市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

2 改正の概要

(1) 受給資格要件の改正

雇用保険の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当について、原則として勤続期間が12月以上あることを受給資格要件とする。

(2) 適用範囲の改正

船員保険法（昭和14年法律第73号）による失業給付が雇用保険法（昭和49年法律第116号）に統合されることに伴い、これまで船員保険法の規定により給付を受ける者を除外していた規定を削除する。

3 施行期日

(1) 受給資格要件の改正

平成19年10月1日

(2) 適用範囲の改正

平成22年4月1日

平成19年度第7回水沢競馬前半（通算第11回：～8/27）までの発売成績等について（報告）

平成19年9月5日
財 政 部

1 発売額の計画達成状況等

- 第7回水沢競馬までの計画達成率 96.7%
 - ・ インターネット発売が好調（計画達成率 116.1%）
 - ・ 街中場外売場の売上げ好調（計画達成率 102.9%）
 - ・ 金沢・荒尾競馬との開催日の競合等により、広域委託が低調（91.9%）

（単位：百万円、%）

区分	本場等発売額			広域委託	インター ネット	計	広域受託 発売額
	本場等	街中	小計				
計画額(a)	9,280	109	9,389	2,975	566	12,930	3,385
実績額(b)	9,006	112	9,118	2,733	658	12,509	3,298
差額(b-a)	△ 274	3	△ 271	△ 242	92	△ 421	△ 87
達成率	97.0	102.9	97.1	91.9	116.1	96.7	97.4

2 発売額・入場者数の前年度比較（4月7日～8月27日（63日間））

- 発売額は 12,509百万円（前年度対比 91.5%）
- 入場者数は 865,065人（前年度対比 102.5%）

（単位：百万円、%）

区分	発売額（累計）			入場者数		
	平成19年度	平成18年度	割合	平成19年度	平成18年度	割合
↑ 水沢競馬場	2,493	2,452	101.6	183,944	163,934	112.2
盛岡競馬場	1,968	2,402	81.9	192,327	196,040	98.1
街中場外発売所	112		皆増			
県内施設						
電話投票	99	134	73.3			
テレトラック宮古	214	220	97.3	15,227	15,625	97.5
テレトラック釜石	461	528	87.3	28,353	30,440	93.1
テレトラック種市	526	720	73.0	43,771	40,222	108.8
テレトラック安代	318	362	87.8	14,858	15,738	94.4
↓ 県内施設計 (a)	6,191	6,818	90.8	478,480	461,999	103.6
↑ テレトラック横手	807	833	97.0	189,183	185,661	101.9
テレトラックつがる	123	124	99.0			
県外施設						
テレトラック山本	306	356	86.0	44,010	35,107	125.4
テレトラック三本木	1,181	1,261	93.6	97,849	105,264	93.0
テレトラック十和田	345	378	91.6	55,543	56,248	98.7
福島場外	95	79	120.1			
東京場外	70	51	138.4			
↓ 県外施設計 (b)	2,927	3,082	95.0	386,585	382,280	101.1
本場等発売額(a+b)	9,118	9,900	92.1	865,065	844,279	102.5
広域委託発売額	2,733	3,373	81.0			
インターネット発売額	658	401	163.9			
合計	12,509	13,674	91.5	865,065	844,279	102.5

注1 発売額及び入場者数の前年度同期対比について、同じ延べ日数に当たる開催日（63日目）との比較であること。

注2 端数調整等により、計数に異動が生ずる場合があること。

3 馬インフルエンザの感染状況（8月30日現在）について

これまでの陽性反応馬確認頭数：127頭（帰厩頭数：53頭）（単位：頭）

区分	8/22	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	9/1	2日	合計
水沢	3	13	7	15	5	2	1	3	0	3	1	3	56
盛岡	0	0	1	0	0	0	0	4	9	7	24	26	71
合計	3	13	8	15	5	2	1	7	9	10	25	29	127
帰厩頭数	3	13	8	15	5	2	1	6					53

※29日に隔離した7頭のうち、盛岡の1頭は検査の結果、陽性反応があったため、隔離継続

（参考）隔離厩舎の状況

（9月2日11時現在）

区 分	馬 房 数 ①	陽 性 馬 入 厩 頭 数 ②	今 後 使 用 可 能 馬 房 数 ①-②
水沢競馬場	49	7	42
（内訳） 検疫厩舎	29	7	22
2階建厩舎	20	0	20
盛岡競馬場	74	67	7
（内訳） 検疫厩舎	20	20	0
つなぎ厩舎	44	44	0
交流厩舎	10	3	7
合 計	123	74	49

盛岡市新事業創出支援センター条例の制定について

平成 19 年 9 月 5 日

商工観光部

1 施設概要

(1) 施設設置の趣旨

新技術、新製品の市場参入を図るために必要なスケールアップした実用化製品開発や事業化のための支援施設として、研究開発環境に優れた盛岡南新都市産業等用地内に、「盛岡市新事業創出支援センター」を建設するものである。

(2) 名称 盛岡市新事業創出支援センター

(3) 補助事業名 電源地域産業資源機能強化事業等補助金(経済産業省)
(補助率：補助対象経費の1/2)

(4) 設置場所 盛岡市飯岡新田1地割27番地3(盛南産業等用地内)

(5) 施設内容 敷地面積 : 6,000.32 m²

建築物の構造：軽量鉄骨造平屋建

延べ床面積：1,576.68 m²①センターハウス 215.30 m² 1棟②貸工場(Aタイプ) 324.61 m² 2棟③貸工場(Bタイプ) 165.62 m² 3棟④貸工場(Cタイプ) 215.30 m² 1棟

(6) 位置、配置図：別紙図面のとおり

2 事業計画

(1) 建設スケジュール

- ・平成18年度 基本設計及び実施設計
- ・平成19年度 本体工事(建築主体、電気設備、機械設備)、備品設置
- ・平成20年度 開所

(2) 平成19年度事業費(予算額)

(単位：千円)

経費の区分	予算額	内 訳		
		国庫補助金	起 債	一般財源
工事請負費	301,914	128,007	165,200	8,707
備品購入費	3,000	0	0	3,000
需用費	97	0	0	97
合 計	305,011	128,007	165,200	11,804

3 工事請負契約の締結について

- (1) 契約工事の名称 (仮称) 盛岡市ものづくり支援センター建設(建築主体)工事
- (2) 契約の方法 条件付一般競争入札
- (3) 契約の金額 金178,710,000円也
- (4) 契約の相手方 大伸工業(株) 代表取締役 猿舘 伸威

4 条例制定の趣旨

産業の発展を図るため、特色のある新事業を創出しようとする企業等を支援する施設として、新事業創出支援センターを設置するとともに、当該施設の

管理に関し必要な事項を定めるもの。

5 条例制定の内容

(1) 設置

名 称	位 置
盛岡市新事業創出支援センター	盛岡市飯岡新田 1 地割 27 番地 3

(2) 開場時間 センターの開場時間は、午前 9 時から午後 6 時まで。貸工場にあっては午前零時から午後 12 時まで。

(3) 休場日 センターの休場日は、以下の通りとする。

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

貸工場にあっては、休場しないものとする。

(4) 入居資格 次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

①平成14年総務省告示第 139号に定める分類表に規定する事業のうち、製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン・機械設計業その他の事業で市長がセンターの貸工場に入居することが適当と認めた事業を行う者であること。

②新製品又は新技術の企業化に取り組む者であること。

③使用許可の期間満了後において市内で新事業を展開しようとする者であること。

(5) 入居期間 貸工場は原則 5 年以内で、最長 7 年まで入居可能。

(6) 使用料 別表のとおり。なお、センターの会議室は無料とする。

(7) 入居審査及び入居の決定

指定管理者の内部で入居審査委員会を設置し、指定管理者が決定。なお、第 1 回目の公募は 1 月中に行う予定であるが、指定管理者決定前のため、市長が入居者を内定する。

(8) 指定管理者 公募により指定管理者を決定

6 施行日等

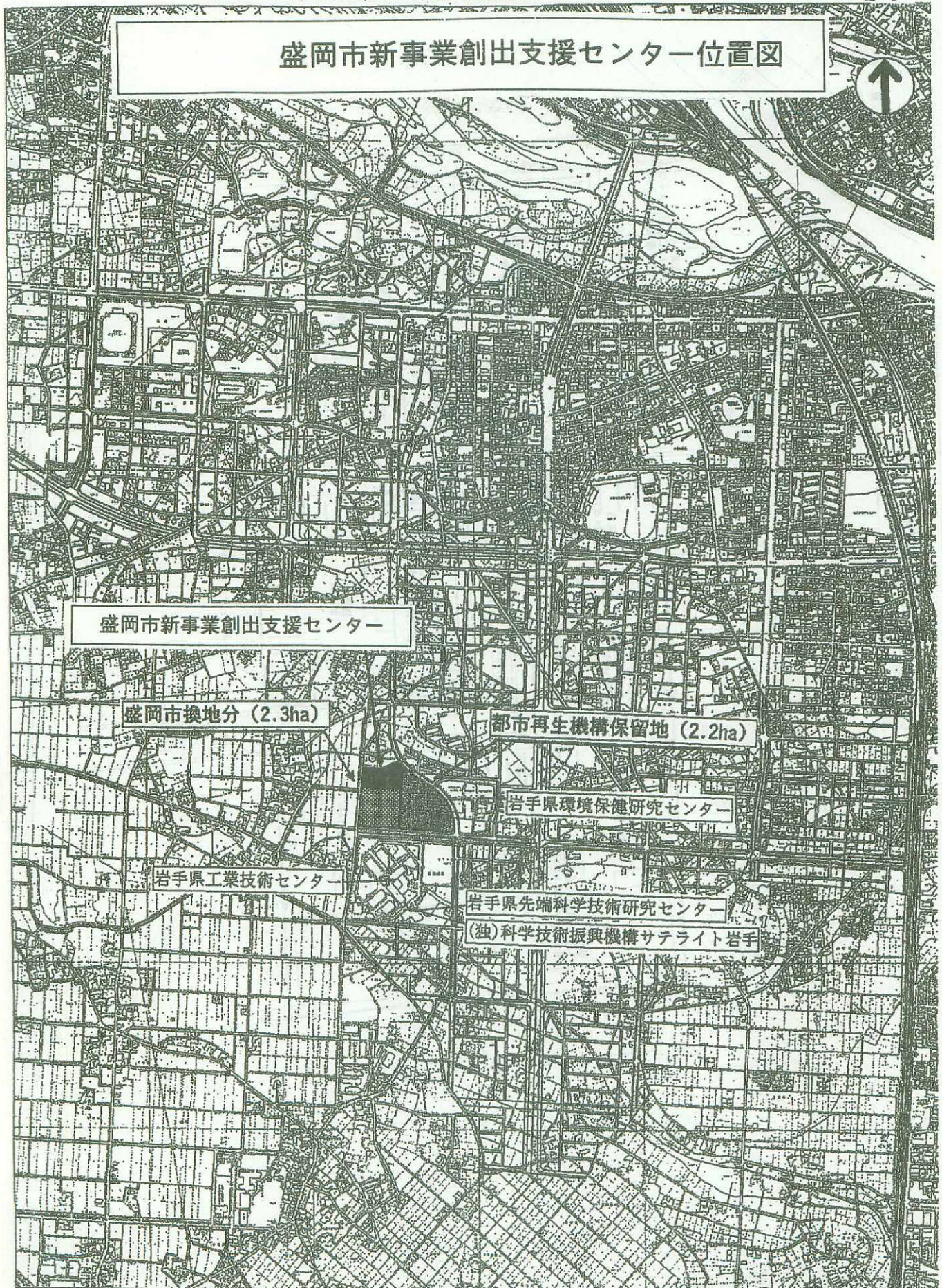
平成 20 年 5 月 1 日から施行する。ただし、入居者の公募及び指定管理者の指定の手続き等は、施行の日前から行う。

別表

区分	使用料 (月額)	
A 型	1 号棟	260,000 円
	2 号棟	260,000 円
B 型	1 号棟	132,500 円
	2 号棟	132,500 円
	3 号棟	132,500 円
C 型	1 号棟	86,000 円
	2 号棟	86,000 円

盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業

盛岡市新事業創出支援センター位置図



盛岡市新事業創出支援センター

盛岡市換地分 (2.3ha)

都市再生機構保留地 (2.2ha)

岩手県環境保健研究センター

岩手県工業技術センター

岩手県先端科学技術研究センター

(独) 科学技術振興機構サテライト岩手

市場用地の一部を「花き地方卸売市場」に貸し付けることについて

平成 19 年 9 月 5 日
中央卸売市場

1 趣旨

未利用施設等の有効な活用策のひとつとして、かねてから検討しておりました用地の一部を花き地方卸売市場へ有償で貸し付けることについて、関係省庁や岩手県などとの協議が整い、今般実施しようとするものです。

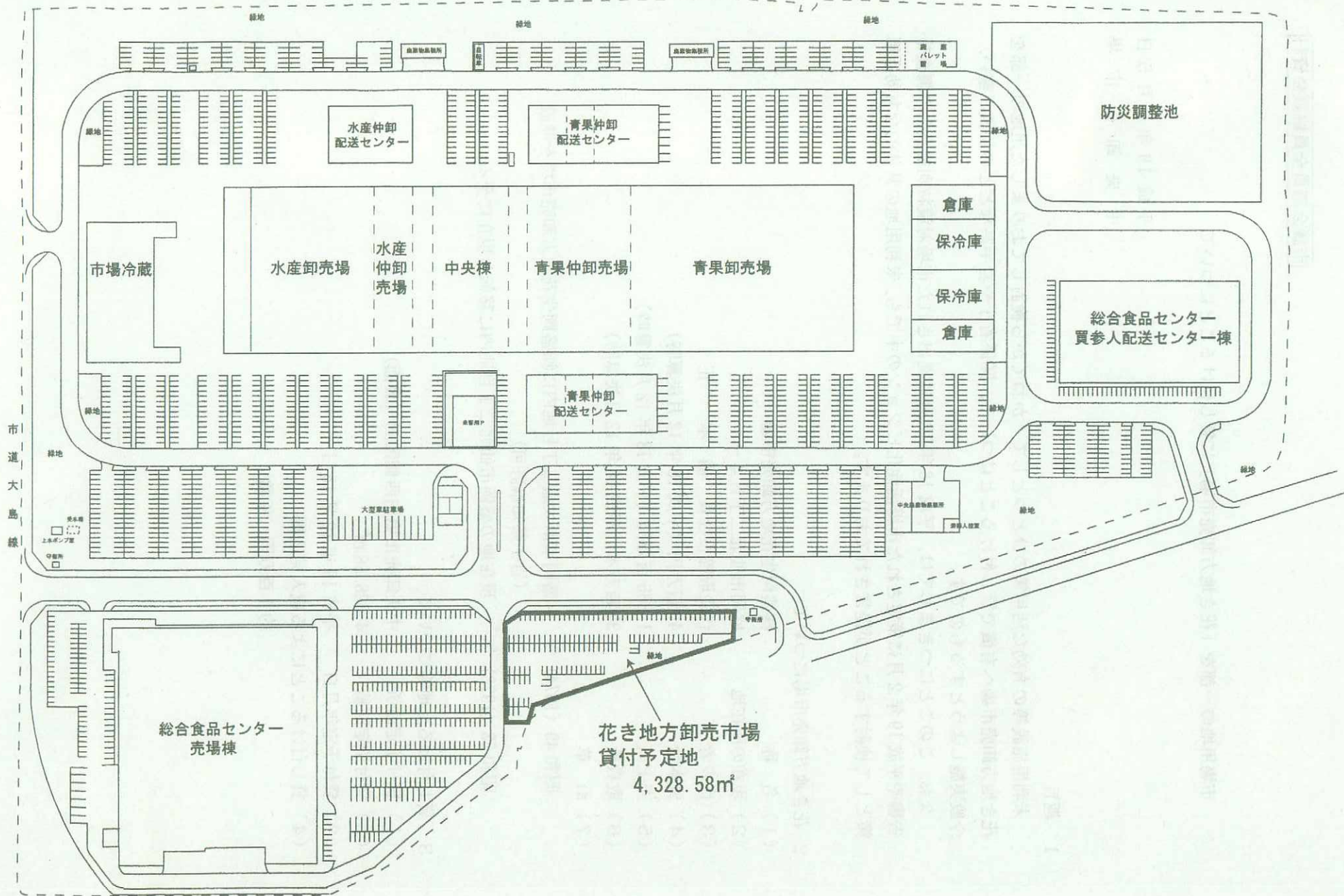
なお、このことにつきましては、平成 18 年 12 月に提出された市場対策特別委員会の調査報告書や平成 19 年 2 月に策定された市場活性化ビジョンの中でも、未利用地の具体的な有効活用策として検討することが提言されております。

2 花き地方卸売市場について

- (1) 名 称 株式会社盛岡生花地方卸売市場
- (2) 現在の所在地 盛岡市仙北二丁目 4-1
- (3) 代表者 代表取締役社長 橋本 正
- (4) 資本金 48 百万円 (平成 18 年 12 月決算時)
- (5) 売上高 1,885 百万円 (平成 18 年 12 月決算時)
- (6) 取扱量 37 百万本 (平成 18 年 12 月決算時)
- (7) 沿革
 - 昭和 49 (1974) 年 盛岡市南大通二丁目地内に株式会社盛岡生花地方卸売市場を開設 (岩手県知事許可)
 - 昭和 53 (1978) 年 現在地の盛岡市仙北二丁目地内に移転し現在に至る。

3 貸し付ける土地等について

- (1) 貸付予定箇所 中央卸売市場内西側区画 (裏面)
- (2) 貸付予定面積 4,328.58 m²
- (3) 貸付予定年月日 平成 19 年 10 月 15 日
- (4) 貸し付けることによる歳入見込額 約 4 百万円 (年額)



盛岡駅西口地区都市整備事業の現状について

平成 19 年 9 月 5 日
都 市 整 備 部

1 土地区画整理事業の事業計画変更（第5回）について

(1) 事業経緯

本事業は、平成5年7月26日付けで土地区画整理事業（施行面積35.6ha）の認可を得て事業着手し、平成19年度末で建物移転及び都市計画道路等の工事が概ね完了する見込みであり、進捗率は事業費ベースで約94%である。平成20年度以降の事業内容は、交通広場の桁外装板設置、雫石川遊歩道設置及び多目的広場造成等の工事（図面1）、並びに換地処分に向けた出来形確認測量及び換地計画等調査設計であり、これらの事業工程等を精査し、事業計画変更を行ったものである。

(2) 主な変更内容

① 事業期間の変更

＜事業施行期間＞ 事業期間を平成19年度から平成21年度まで2年間延長

変更前：平成5年7月26日 ～ 平成25年3月31日（清算期間5年を含む）

変更後：平成5年7月26日 ～ 平成27年3月31日（清算期間5年を含む）

② 事業費の変更

＜事業費＞ 変更前：約329億円、変更後：約312億円（減額約17億円）

＜収入＞

[単位：百万円]

区 分	変更前	変更後	差
基本事業費	18,071	17,629	▲442
地方特定道路	8,040	7,552	▲488
保留地処分金	6,168	5,379	▲789
単独費	463	467	4
その他(各負担金)	182	181	▲1
合 計	32,924	31,208	▲1,716

【主な変動要因】

1. 基本事業費等対象路線の整備費の減額 2. 保留地処分単価の見直し

＜支出＞

[単位：百万円]

区 分	変更前	変更後	差
公共施設整備費	20,597	18,897	▲1,700
移転移設補償費	7,901	7,913	12
事務費等	4,426	4,398	▲28
合 計	32,924	31,208	▲1,716

【主な変動要因】

1. 道路・橋梁工事のコスト縮減 ▲7.8億円
2. JR負担金の減額 ▲7.1億円
3. その他 ▲2.1億円

(3) 変更手続き等経過及び今後の予定

- ・土地区画整理審議会への説明 (3/30)
- ・国土交通省への実施計画変更事前協議 (5/21)
- ・国土交通省からの実施計画変更事前協議の回答 (7/22)
- ・事業計画変更決定 (7/30)
- ・事業計画変更告示 (7/30)
- ・県へ事業計画変更の報告 (8/6)
- ・地区内町内会長への説明 (8/9)
- ・地権者への周知 (お知らせ「えきにし21」配布) (8/15)
- ・国土交通省への実施計画変更協議 (8月下旬予定)
- ・市議会議員全員協議会 (9/5)
- ・国土交通省からの実施計画変更協議の回答 (9月下旬予定)

(4) 換地処分 平成 21 年度 (予定)

2 盛岡駅東西自由通路の整備について

(1) 事業経緯

- ・平成 5 年 9 月 JR 東日本と覚書を締結
- ・平成 9 年 9 月 盛岡駅東西自由通路の暫定供用
- ・平成 13 年 10 月 基本協定締結
- ・平成 14 年 12 月 施行協定締結
- ・平成 15 年 4 月 代替中央乗換こ線橋の整備開始
- ・平成 15 年 6 月 東口エスカレーターの供用開始
- ・平成 16 年 4 月 東口エレベーターの供用開始
- ・平成 17 年 3 月 変更施行協定締結
- ・平成 19 年 10 月 通路の拡幅整備と改装工事着手
- ・平成 21 年 7 月 完成予定

(2) 事業概要

① 事業名

盛岡駅東西自由通路整備事業 (まちづくり交付金事業)

② 工事の概要 (図面 2)

③ 施工期間

平成 19 年度～平成 21 年度

④ 概算事業費

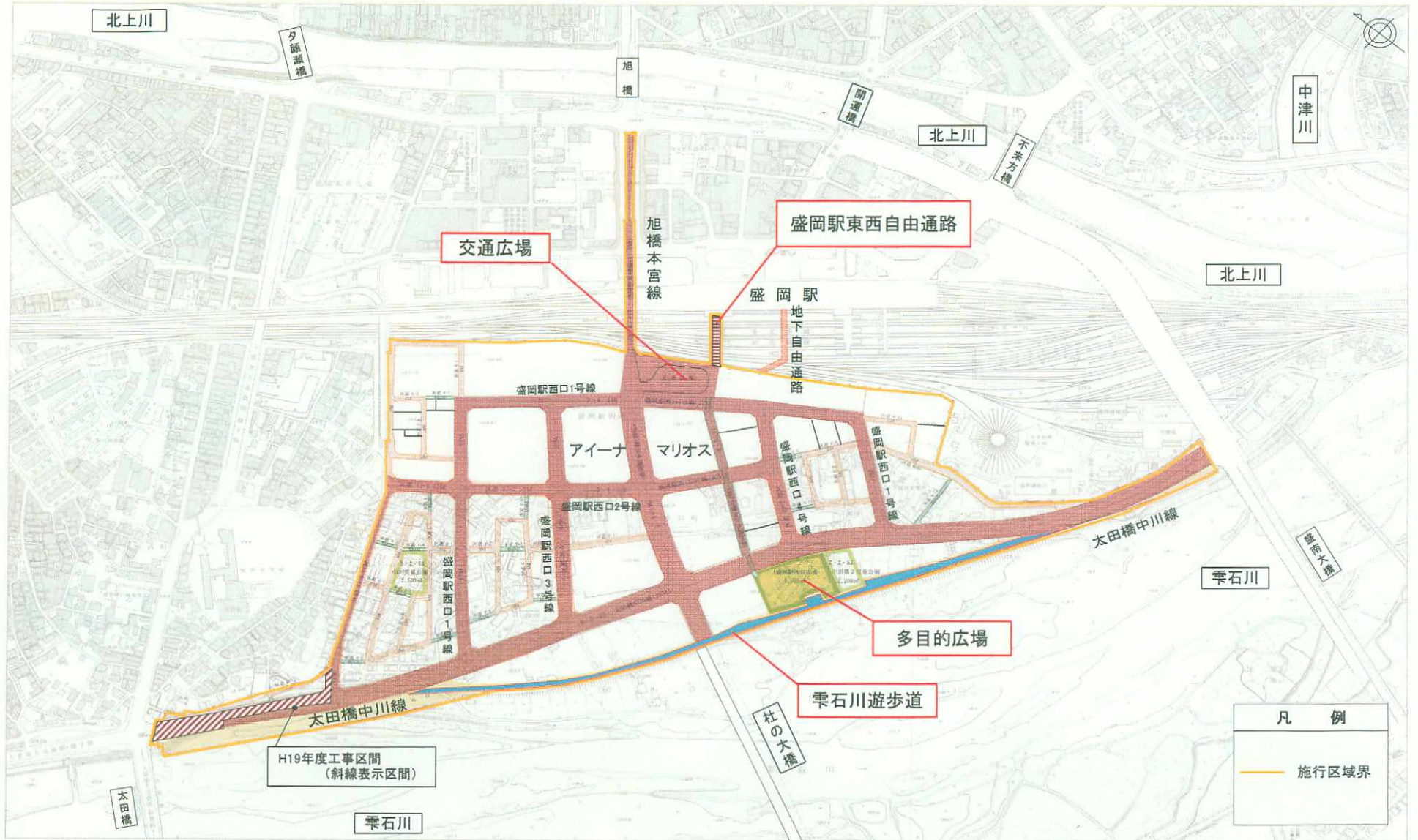
約 555 百万円

(3) スケジュール

年度	主な工事内容	工事中の通路の状況
19	既存通路 (こ線橋) の補強及び通路拡幅部の下部工等	高さ 2.5m、幅員 1.8m の仮通路を設置 (H20.5月～H21.4月)
20	通路拡幅部の上部工、通路上家の撤去・新設及び屋根・外壁等	
21	通路上家の内装、電力設備及び空調設備等	

盛岡駅西口地区土地区画整理事業設計図

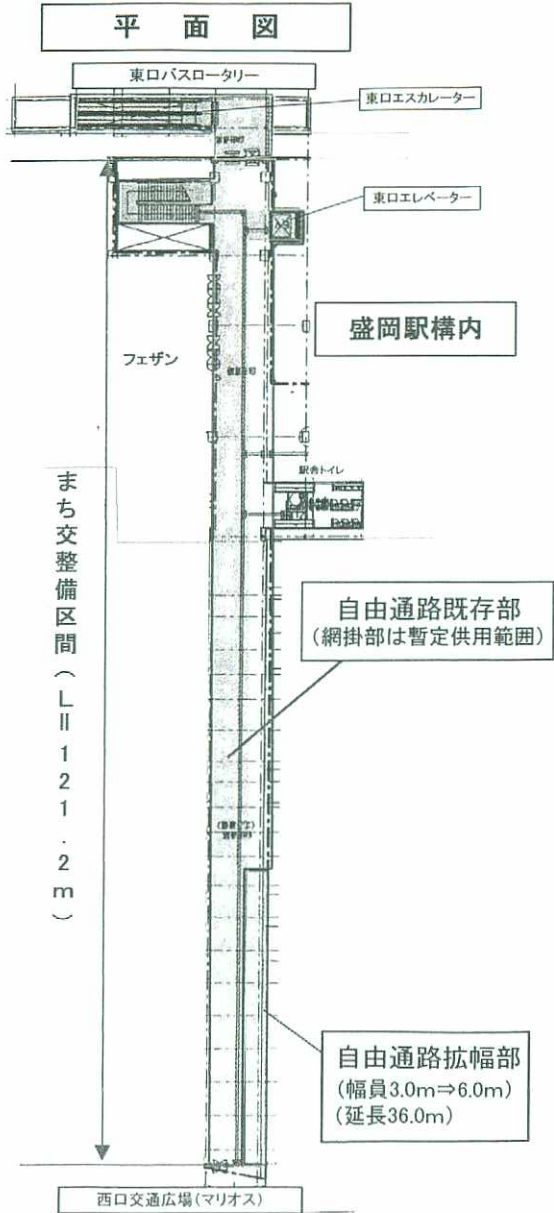
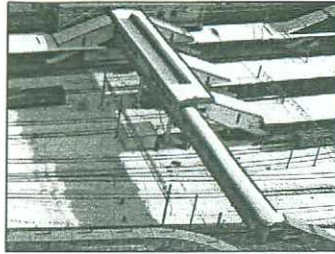
図面1



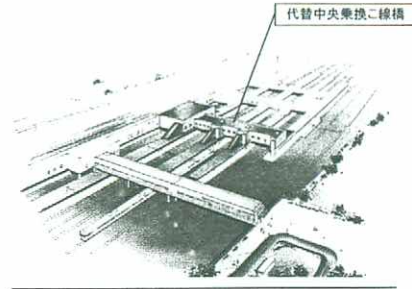
盛岡駅東西自由通路整備事業(まちづくり交付金事業)概要図

図面2

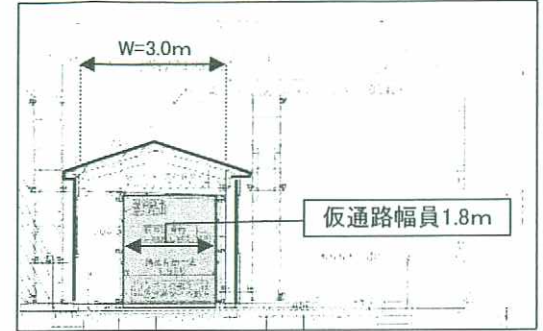
現在の状況



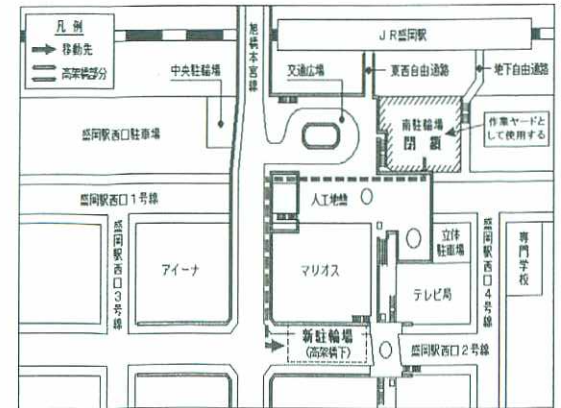
整備イメージ



工事中の通路の状況



駐輪場の移設の状況



盛岡市桜台污水处理施設の公共下水道への切替えに伴う使用料の変更について

平成 19 年 9 月 5 日

下 水 道 部

1 公共下水道への切替理由について

桜台污水处理施設は、平成 11 年 4 月 1 日に市に移管され管理運営されてきたものですが、施設の老朽化が著しいことなどから、公共下水道への切替えをするために下水道の幹線整備を進めてきたところです。今般、汚水の排出先を平成 19 年度内に公共下水道へ切替えることとなります。

2 切替えに伴う下水道条例の適用について

桜台污水处理施設はこれまで污水处理施設条例が適用されてきましたが、下水道条例を適用することに伴い、使用料は污水处理施設使用料に比較して 5 パーセントに相当する額が増加します。

使用水量ごとの使用料の増加額の概要は表のとおりです。

◎水道の口径 25 ミリ以下 1 月分

(消費税及び地方消費税込額) (単位: 円)

◎水道の口径 30 ミリ以上 1 月分

(消費税及び地方消費税込額) (単位: 円)

使用水量 (m^3)	下水道 使用料 (A)	污水处理 施設使用 料(B)	差額 (A)-(B)
10	945	900	45
30	3,181	3,030	151
50	6,709	6,390	319
100	18,469	17,590	879
300	65,509	62,390	3,119
500	112,549	107,190	5,359

使用水量 (m^3)	下水道 使用料 (A)	污水处理 施設使用 料(B)	差額 (A)-(B)
10	1,396	1,330	66
30	3,633	3,460	173
50	7,161	6,820	341
100	18,921	18,020	901
300	65,961	62,820	3,141
500	113,001	107,620	5,381

3 下水道条例の適用時期

平成 20 年 5 月 1 日以後に最初に計量した汚水の排出量に係る月分(4 月分)の使用料から適用する。

盛岡市立小中学校の第2次耐震診断について

平成19年9月5日
教育委員会

1 耐震化対策の概要と経緯

盛岡市立小中学校における耐震化対策として、新耐震基準以前（昭和56年以前）に建築した校舎・屋内運動場について、耐震性を簡易に診断する「第1次耐震診断」を行い、耐震性が確認出来なかった施設に対して、耐震性を詳細に評価し補強の内容、工法等を決めるために、「第2次耐震診断」を実施することとした。

平成18年度で終了した第1次耐震診断の結果として、Is値（耐震指標）が0.3未満（大規模地震に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が高い）のものは37棟、0.3以上0.7未満（大規模地震に対し倒壊し、又は崩壊する危険性がある）のものは95棟あった。

このことから、第2次耐震診断を早期に行い、その結果を耐震補強計画に反映させ、工事実施により学校耐震化を図るものである。

2 第2次耐震診断の概要

(1) 診断は、第1次耐震診断の結果Is値が0.7未満の132棟から、耐力度調査済等の5棟（城北小1、黒石野3、城西中1）を除いたものに、改築予定のため診断を行っていない巻堀中学校の5棟を加えた132棟について、Is値が低い建物がある学校から、年次計画により実施する。学校によっては、校舎と屋内運動場で実施年度が異なることがある。

(2) 全体事業費（概算） 216,441千円 <国交省補助、補助率は1/3>

・平成19年度9月補正予算 9,907千円

(3) スケジュール（現在計画） [第1次診断結果]

- ・平成19年度 緑が丘小校舎、大宮中屋体 全2校8棟（Is値0.3未満を有する）
- ・平成20年度 厨川小校舎、厨川中校舎他 全15校48棟（Is値0.3未満を有する）
- ・平成21年度 太田東小校舎、大新小校舎他 全11校45棟（Is値0.3以上0.7未満）
- ・平成22年度 松園中校舎、生出小校舎他 全16校31棟（Is値0.3以上0.7未満）

3 第2次耐震診断結果と耐震補強計画

(1) 基本的には、第2次耐震診断結果に基づき、Is値の低い施設を優先して耐震補強計画に取り込む。Is値が0.3未満のものは「改築」、0.3以上0.7未満のものは「耐震補強」を要するものとし、施設ごとに判断を行う。

(2) 耐震補強計画は、診断結果で全棟のIs値が0.7未満となることを想定し策定するが、診断結果が出た年度ごとに、計画のローリングを行うこととする。